

# 「建築設備士」 詐称2件発覚 再発防止へ登録確認周知

建築設備技術者協会（JABMEE、川瀬貴晴会長）は22日、「建築設備士」登録証の偽造が12年度に2件判明したと発表した。いずれも建築工事の監理補助業務を建築士事務所から受託する際に偽造登録証の写しを使用。JABMEEに登録の有無の照会があり偽造が発覚した。JABMEEは「建築設備士の活用を強く要望している中での詐称

発覚は非常に残念であり誠に遺憾」とし、再発防止のため登録の有無の確認方法を広く周知していく方針だ。

JABMEEによると、偽造登録証の写しの使用は、12年7月（三重県）と10月（和歌山県）に元請建築士事務所からの登録の照会が判明。三重県の事案では委託を取りやめ、和歌山県では契約を解除したとい

## JABMEE

う。

JABMEEは再発防止策として、▽登録証の原本または顔写真付きカードによる確認の推奨▽登録簿閲覧制度によって登録の照会・確認ができることの周知の2点を推進。ホームページや機関誌などを通じて広く周知していく考えだ。

昨年7月に1級建築士のなりすまし問題が発覚したのを受け、建築設備士につ

いてもJABMEEへの照会件数が増加。12年度は90件の問い合わせがあったという。

建築設備士制度は、1983年の改正建築士法で創設され、詳細は85年の建設省告示で定められた。建築設備士は、建築設備全般に関する知識と技能を有し、建築士に対して高度・複雑化した建築設備の設計・工

事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者と位置付けられている。

JABMEEは、建築設備士の登録機関として国土交通相に指定されており、資格者からの登録申請を受けると「建築設備士登録証」（原本と顔写真付きカード）を交付し、「登録者名簿」に記載する。登録者は3月末時点で3万5500人。

建築設備士の登録証原本と顔写真付きカード

